

山ノ内町若者U・I・Jターン等奨学金返還支援補助金交付要綱

令和4年3月23日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者のU・I・Jターン促進及び山ノ内町への就業の促進を目的として、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返還することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 就労等 次に掲げる場合をいう。

ア 就労 週30時間以上勤務で社会保険及び雇用保険の被保険者に限る。

イ 起業 町内に自ら会社を設立し、又は個人事業主となって事業を開始すること。

ウ 青色事業専従 町内の青色申告の個人事業主の事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者）となること。

(2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び大学校並びに短期大学校、高等学校

(3) 奨学金 次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種奨学金及び第2種奨学金）

イ 都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金に限る。）

エ アからウに掲げるもののほか、町長が認める奨学金等（修学目的とするものに限る。）

(4) 町内就労加算 前号(1)アからイについて、町内に就労等した場合に対象となる加算をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体に勤務する職員は除く。

(1) 山ノ内町に居住の実態があり、町に住民登録をしている者

(2) 就労等している者

(3) 大学等の在学期間中に前条に規定する奨学金の貸与を受け、返還を遅滞していない者

(4) 補助金を受給する年度の前年度の期間中に月賦、半年賦、年賦により奨学金等を

返還している者

- (5) 初年度の申請日において満30歳未満の者
- (6) 転勤等により一時的な住民登録でない者
- (7) 初回申請日から起算して5年間町内に居住すると誓約できる者
- (8) 町に納付すべき町税等を滞納していない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等の返還金額に3分の1を乗じた額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、年間10万円を限度とする。ただし、補助金を受給する年度の前年度において山ノ内町に居住した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）であん分した金額を、補助対象の返還金額とする。

- 2 申請日において、町内に就労等している場合の補助金額の額は前項の3分の1を2分の1とし、10万円を15万円とする。
- 3 複数の奨学金の貸与を受けている場合は、当該奨学金を合算した金額を第1項に規定する補助対象の返還金額とする。
- 4 繰上げ返還等による奨学金等の返還金額は、第1項に規定する期間中に返還すべき奨学金の返還金額に含まないものとする。

(交付対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、60月を限度とする。ただし、補助対象者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した月の前月までとする。

- 2 第3条に規定する要件を満たさなくなった事由が発生した月から12月以内に再び第3条に規定する要件を満たした場合は交付対象期間の残りの期間について、補助金の交付を受けることができる。

(交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山ノ内町若者U・I・Jターン奨学金返還支援補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの
- (2) 返還金額を証するもの
- (3) 山ノ内町若者U・I・Jターン奨学金返還支援補助金同意兼誓約書（様式第2号）
- (4) 就労等の状況に関する次のいずれかの書類
 - ア 就労証明書（様式第3号）
 - イ 事業を開始した事が分かる書類の写し
 - ウ 青色事業専従であることが分かる書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、原則として毎年5月末日とする。

3 町長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の受給要件を備えるときは、補助金の額及び交付についての決定を行い、申請者に対して山ノ内町若者U・I・Jターン奨学金返還支援補助金決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は前条第3項の規定により補助金の交付を決定した後、交付決定を受けた者に対し、交付決定日から当該年度内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、山ノ内町若者U・I・Jターン奨学金返還支援補助金返還命令書（様式5号）により補助金の額の決定を取消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 第3条各号に定める要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 第5条に定める交付対象期間において該当しないことが判明した場合

(3) 初回申請日から起算して5年を経過する前に町外へ転出した場合

(4) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けた場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認める場合

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する